令和７年１月３０日（木）
令和６年度京都府アレルギー疾患医療連絡協議会

京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン（第２版）、災害時等における京都府栄養士会の協力に関する協定について

京都府健康福祉部健康対策課

京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン（第２版）

１　趣旨

- 災害時に栄養・食生活支援活動を迅速に進めることは、被災者の心の安定はもとより、栄養状態及び慢性疾患の病状の悪化を最小限にとどめる等、避難生活の健康保持のために重要
- 各フェーズに応じた適切な栄養・食生活支援活動ができるよう、平成31年3月に「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」を作成。令和6年3月に京都府災害時保健活動マニュアルと同時に改訂
- 本ガイドラインを活用し、京都府、市町村共に地域特性等に応じたマニュアル作成や備蓄の推進等、災害時における栄養・食生活支援活動の体制整備が推進されることを目指す。

２　特徴及び主な改訂内容

- 保健医療福祉調整本部・支部を中核とした支援・受援体制について、新たに記載
- 令和６年能登半島地震の支援活動、最新のガイドライン、マニュアル、通知等、新たな知見に基づき作成
- 京都府災害時保健活動マニュアルと様式類を一部共通化し、実践的な運用を強化

３　内　容

第１章　策定の趣旨

第２章　災害時栄養・食生活支援活動の必要性

　　１　被災時、避難所生活の栄養・食生活支援における課題
　　２　災害時栄養・食生活支援活動における専門的知識・技術の必要性
　　３　管理栄養士・栄養士を中心とした栄養・食生活支援活動の体制整備

第３章　栄養・食生活支援連携体制

　　１　栄養・食生活支援連携体制について
　　２　受援体制の整備
　　３　派遣者の役割

第４章　被災者への栄養・食生活支援活動の実際

　Ⅰ　災害時における栄養課題への取組
　　１　具体的な対策
　　２　健康な食に関する普及啓発・健康教育
　　３　通常業務の再開
　Ⅱ　災害時における各組織のフェーズごとの取組
　　１　本　庁（保健医療福祉調整本部）の役割
　　２　保健所（保健医療福祉調整支部）の役割
　　３　市町村の役割

第５章 平常時の準備

　Ⅰ　平常時からの体制整備
　Ⅱ　平常時からの各組織の体制整備

【資料編】

・様式
・アクションカード
・備蓄食品/自衛隊・ボランティア等炊き出し標準献立
・参考資料（リーフレット・ポスター、関係法令・通知等）

4　京都府内災害発生時の栄養・食生活支援体制

- 災害時、京都府庁（保健医療福祉調整本部）、保健所（保健医療福祉調整支部）、市町村は連携を図り、被災住民等の支援を行う役割を担う。
- また、平常時から関係団体と連携を図り、栄養・食生活支援活動のネットワークを形成しておく必要がある。

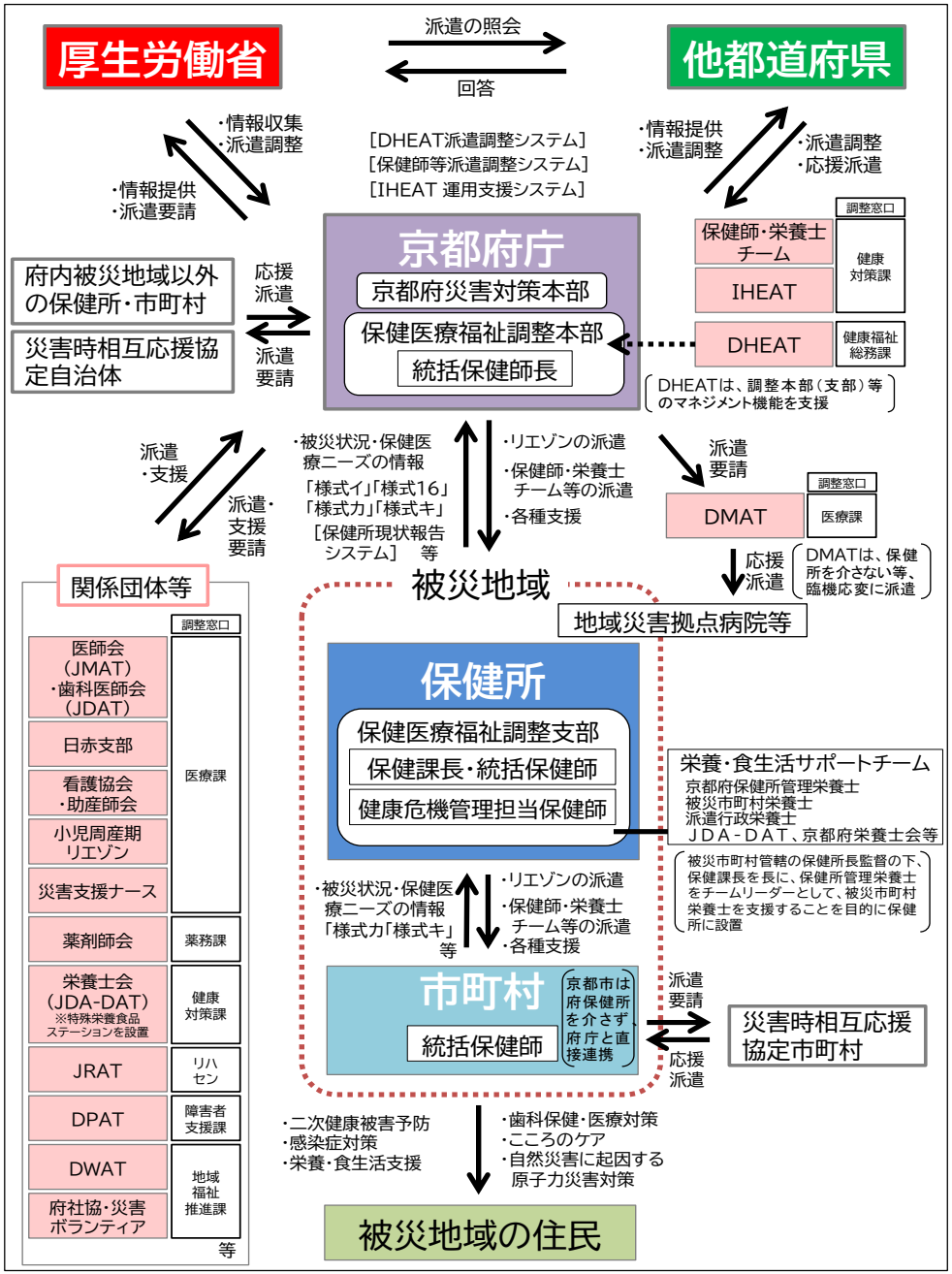

図２　京都府災害発生時の保健活動体制図（P.6）

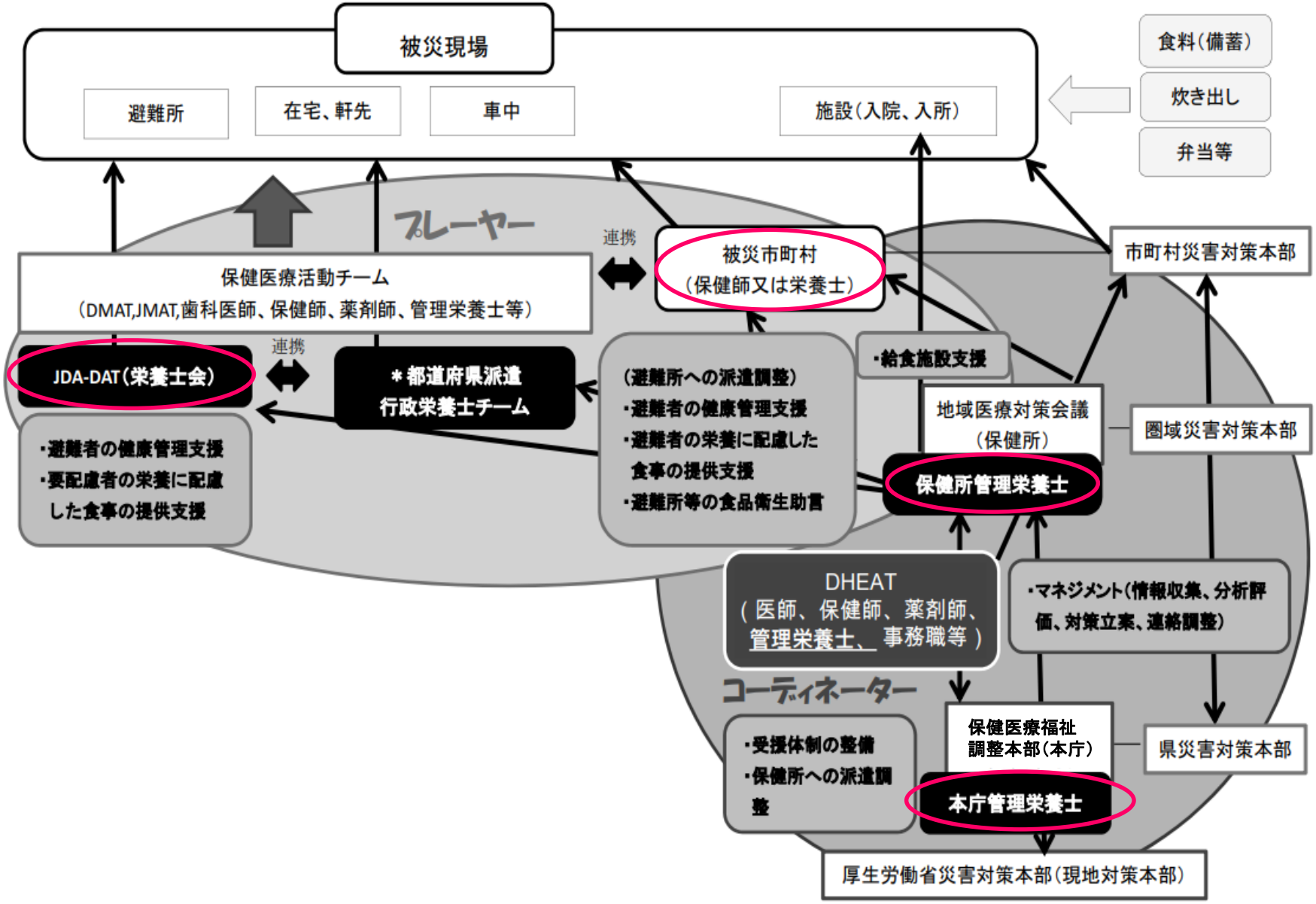

（出典：大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン　H31.3　日本公衆衛生協会）

図３　大規模災害時の栄養・食生活支援体制（P.8）

5　災害時の人的確保
（１）行政栄養士の派遣体制

府内で応援要請及び調整を行い、府内応援のみでは対応が困難な場合は府外へ派遣要請を行う。保健活動統括者へ厚生労働省への支援依頼を相談し、災害時保健情報システムで、保健師等とあわせて支援依頼を行う。

※京都市分も京都府から要請を行う。

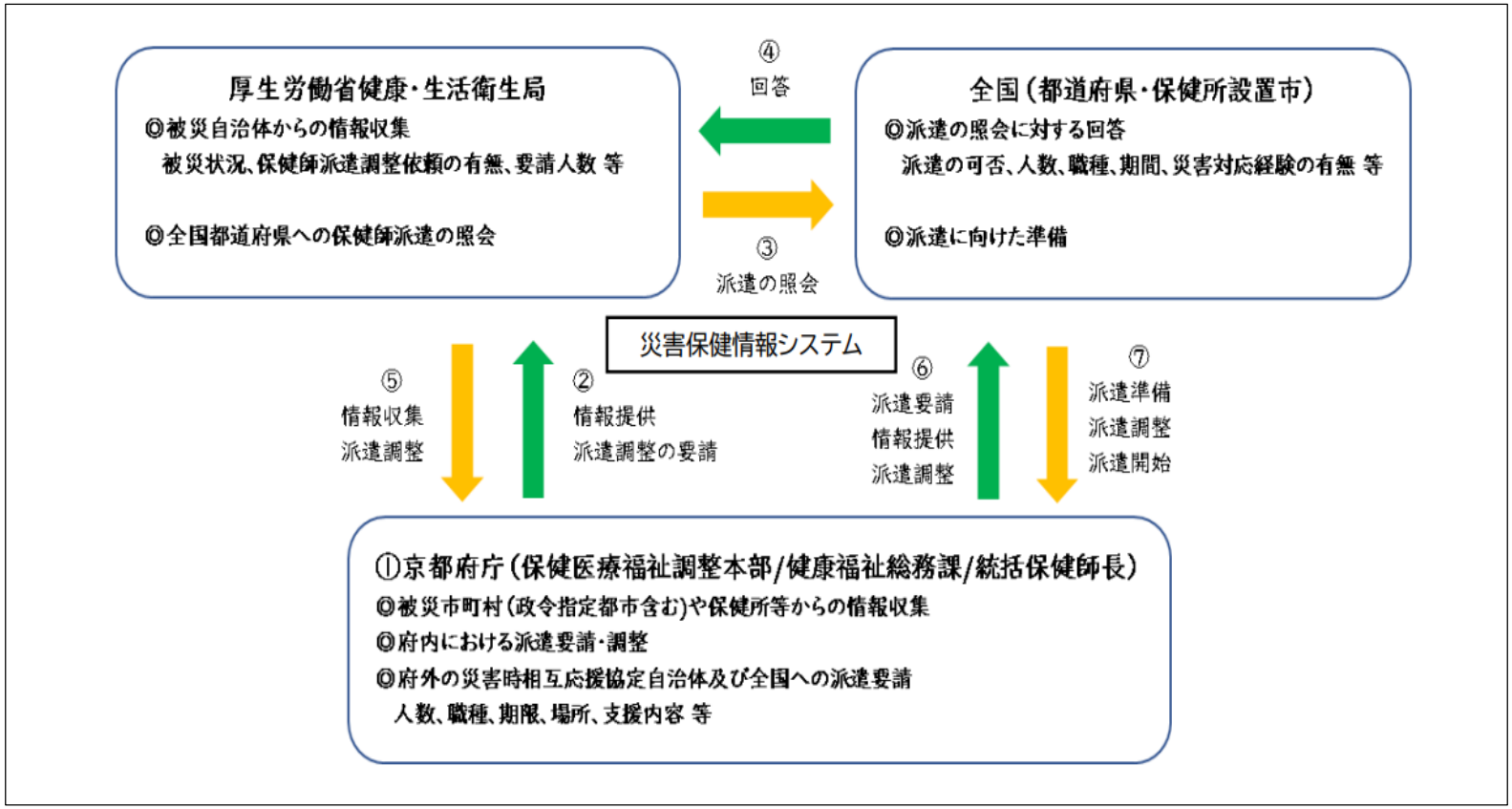

図８　災害時における保健衛生職員派遣調整の流れ（厚生労働省調整分）（P.12）

（２）栄養士会の派遣体制

①災害時等における京都府栄養士会の協力に関する協定（平成19年８月６日締結）

■概要

災害時等、必要に応じて京都府が京都府栄養士会に対して協力を要請する。

■協力内容

京都府栄養士会又は京都府栄養士会会員は、次に掲げる業務に従事する。

- 災害時要配慮者に対する栄養・食生活指導業務
- 避難所等における炊き出しの指導又は配布食料品における栄養指導等の管理指導業務
- その他双方で協議の整った業務

■協力の要請手続き

文書で要請を行う。（様式20）緊迫時など文書が困難な場合は口頭等で行い、事後速やかに文書を送付。

② JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）

- 被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援等、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行う。
- 国内外で大規模災害が発生した場合、被災地外の都道府県栄養士会JDA-DATは、自ら又は出動要請（日本栄養士会、厚生労働省、被災都道府県知事・被災地災害対策本部等）を受けて支援活動に入る。JDA-DATの出動が決定された際は、日本栄養士会から各都道府県栄養士会に出動要請が行われ、出動が開始する。

※京都府栄養士会、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）派遣要請の流れ

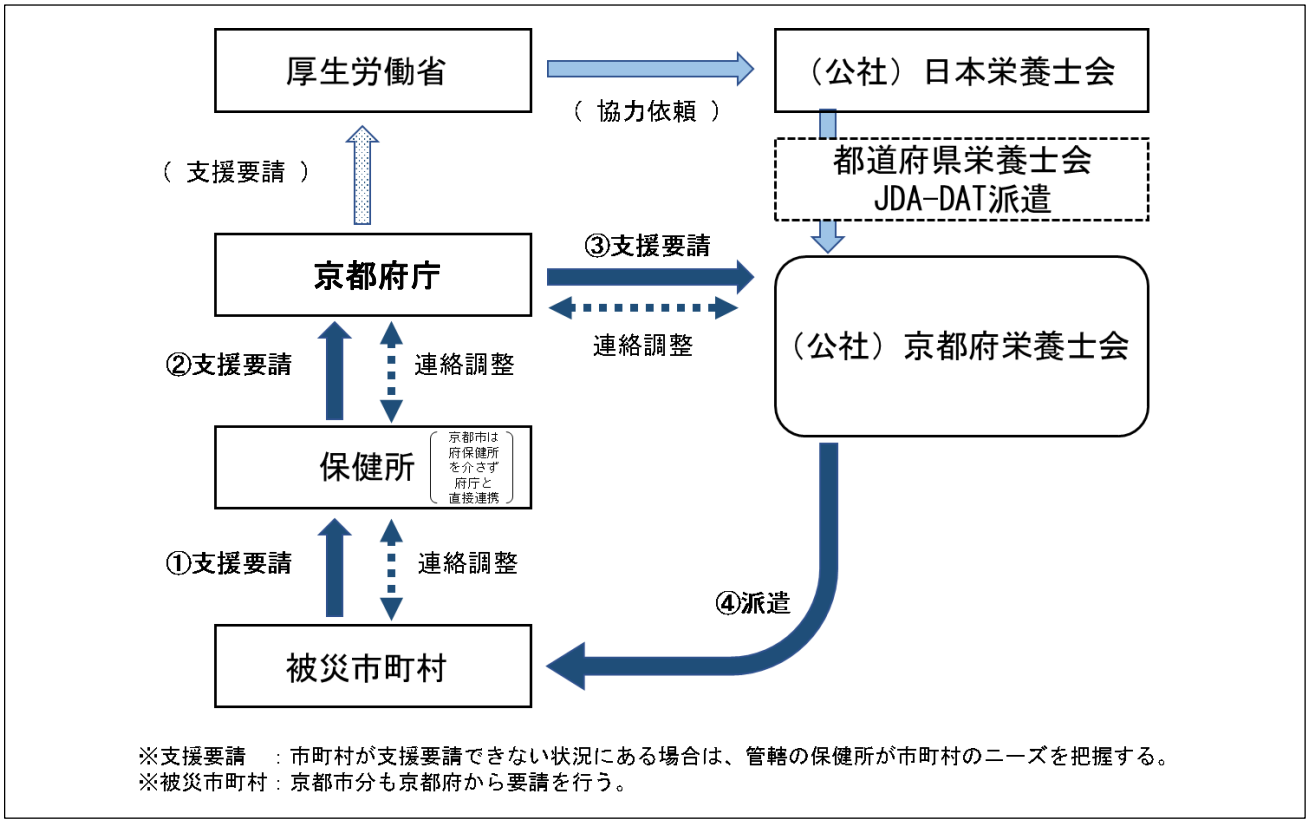

※JDA-DAT活動例

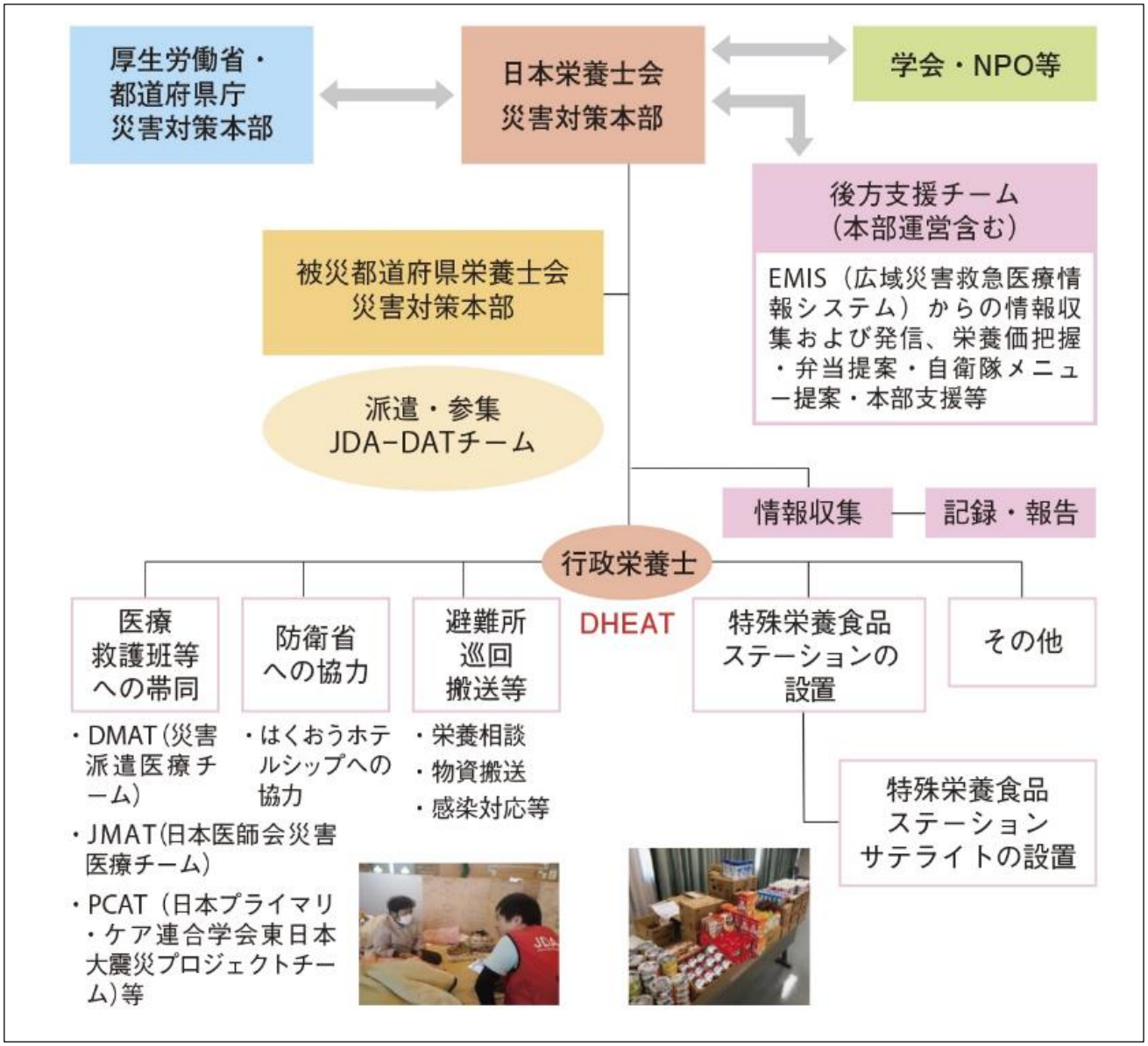

出典：日本栄養士会HP

6　物資確保・調達調整
特殊栄養食品ステーションの設置

- 要配慮者（高齢者、妊産婦、乳幼児、食物アレルギーをもつ者、慢性疾患患者等）に必要な食事を届けるため、大規模災害時にステーションを被災自治体と協力のもと、被災県内に１箇所設置。被害が大きい地域には「サテライト」を設置。
  ※都道府県（本庁）が日本栄養士会に特殊栄養食品の調達要請を行い、
  日本栄養士会は賛助会員の協力で、都道府県（本庁）又は指定場所へ配送
- 支援物資の中から「一般食品」と「特殊栄養食品」を区別して、特殊栄養食品のみを管理し、必要とする要配慮者へ届け、継続的なケアを行う。

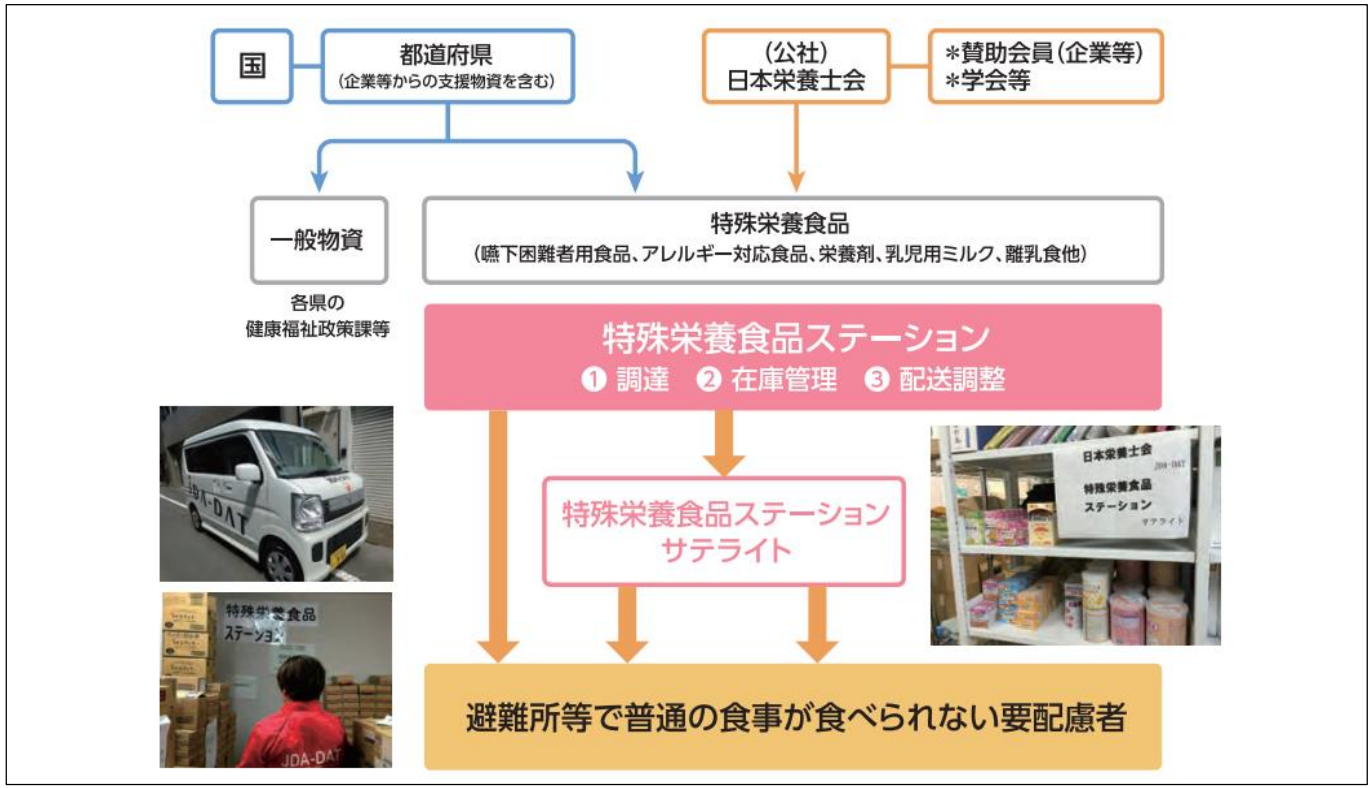

出典：日本栄養士会HP

7　食物アレルギーに係る内容（一部抜粋）

第４章　被災者への栄養・食生活支援活動の実際（P.21～）

Ⅰ 災害時における栄養課題への取組

１　具体的な対策

・・・他職種支援チームと連携し、活動上での課題を共有しながら解決に向けての調整を行う。

【市町村保健衛生担当部署・保健所（調整支部）における対策の立案】

（１）共通事項

（２）食物アレルギー

- 災害時の集団に対する食事提供では、アレルゲンの完全除去を基本とし、除去食及び代替え食での対応が望ましい。
- 被災直後に避難所で配られる食料は、菓子パンやスナック菓子が中心となりがちで、小麦アレルギーがあると食べられない。自分自身ではアレルゲンとなる食材を把握していても、配食されるものに入っているか確認できなかったり、空腹やもったいない気持ちから口にしてしまったりすることがあるので、食事提供者や周囲の者へも注意を呼び掛ける必要がある。
- 避難所等に食物アレルギーをもつ者がいるのか確実に把握する。また、把握の際は、医師の診断に基づくものなのか、保護者等の思い込みや不安等によるものなのかもできる限り把握する。
- 食物アレルギーをもつ者のうち、アナフィラキシーショックをおこすなど重症者のアドレナリン自己注射薬（エピペン）の保持状況を把握する。
- 提供する食品や献立に使用される原材料の情報を提供し、原材料にアレルギー食品が含まれるか、本人又は家族が確認し選択できるようにする。

- 食物アレルギーをもつ者への食事提供について、避難所の運営責任者を含め対応を検討する。
- 炊き出しや弁当等の提供において、調理担当業者や団体等と食物アレルギーへの対応を協議する。調理段階での原因食物の混入や加工食品の原因食品の確認、配膳ミスを防ぐ方法について指示を行う。
- 支援物資をアレルギー対応食とそれ以外に分類し、置き場所を最初から分けておき、アレルギー対応食・ミルクを一般向けに配布しないよう周知徹底する。

【栄養・食生活支援】

- 避難所等で提供される食品や食事について、食物アレルギーの原因食品が含まれているのか、本人や家族も確認するよう周知する。
- 周りの人が目視でリスクを確認できるよう、避難者自身が食物アレルギーの対象食品を示したビブス、アレルギーサインプレート等を活用できるようにする。
- 加工食品について、特定原材料（８品目）以外の食品で食物アレルギーの原因食品がある場合は、本人や家族に別途、確認するよう勧める。
- 除去食を摂取することで、栄養素摂取量が不足する可能性がある場合は、管理栄養士等に相談し代替食品を摂取する。
- 食物アレルギーについて、相談できる機会をつくる。
- 配給や炊き出しの際は、「食物アレルギーの人はいませんか」等と積極的に声かけを行う。
- 保護者がいない状況で子どもに対し安易に菓子類を与えないよう、周囲の人やボランティアに注意喚起を行う。

8　様式等

初動期の保健関連被災状況 （京都府災害時保健活動マニュアル様式カ）P.78

・災害発生時早期に市町村被災概況を市町村統括保健師等から把握する様式
市町村→保健所（調整支部）→本庁（調整本部）へ報告

様式カ【京都府共通様式】

送信票（様式カ）

☑	送信先	山城北　保健所	←	送信元	○○　市・町・村 連絡先：○○○－□□□□
□	送信先	課	←	送信元	保健所 連絡先：

初動期の保健関連被災状況　情報把握日（　9月1日　19時 30分現在）

保健活動拠点の状況	災害情報	☑地震　□台風　□豪雨　□豪雪　□津波　□その他（　　）	
	保健活動拠点（使用可能な通信手段に☑）	統括者名：京都花子　設置場所：□本庁舎　☑その他（○○市保健センター）	
		☑電話：○○○－□□□□	☑FAX：□□－●●●
		□衛星電話：	□衛星FAX：
		□衛星携帯電話：	□電子ﾒｰﾙ：
	保健師の稼働状況	保健師：現時点の稼働人数（ 5 ）人／平時配置数（ 12 ）人 保健師の不足の緊急性：☑有　・　□無	
	保健活動の不足物品と希望数	□活動ﾏﾆｭｱﾙ（　）冊　□記録用紙（　）枚　□健康教育用パンフレット（　）人分　☑マスク（ 50 ）人分　□手袋（　）人分 ☑消毒薬（ 10 ）人分　□ヘルメット（　）人分 □その他（長靴24～26センチ20足、防塵マスク10個　）	
市町村内の被害状況	人的被害(人)	☑不明　□死者（　）　□行方不明者（　）　□負傷者（　）	
	住宅被害(棟)	□不明　☑全壊（ 10）□半壊（　）□床上浸水（　）□床下浸水（　）	
	ライフライン被害（被害地域等を記載）	電気：□なし　☑あり：市内全域　詳細不明	ガス：□なし　☑あり：●●地区
		電話：☑なし　□あり：	
		上水道：□なし　☑あり：本庁舎の水が使えない	下水道：□なし　☑あり：▲▲地区全域
		その他：	
	交通機関等	道路、鉄道等 ・市内へアクセスするＪＲ、私鉄はいずれも運行見合わせ ・道路は国道○号線が寸断され、市内の至るところで渋滞が発生している	孤立集落：□なし　☑あり：■■地区20世帯が孤立の可能性あり
医療状況	救護所	開設状況	□設置なし　□設置あり（　箇所）　☑検討中
		不足職種・物品等	☑マンパワー不足・職種（ 看護師 ） □物品不足・品名（　） 精神科救護所の必要性　□あり　☑なし
	医療機関	稼働医療機関	□不明 ☑あり（ 1 箇所） 医療機関名：○○医療センター　ただし、受け入れ制限あり
避難所等	一般避難所	開設状況	□なし　☑あり（5）箇所　避難者数　合計　約（ 80 ）人
		不足物品等	□なし　□トイレ（　）人分　□毛布（　）人分 □冷暖房（　）台　□飲料水（　）人分 ☑食料（20）人分・種類（ 高齢者向けの咀嚼しやすい食べ物 ） ☑その他（ アレルギー対応食の必要性あり ）
		避難者の訴え等	「トイレが使えない」「暑い」「携帯の充電ができない」
要配慮者支援		要配慮者の課題　□なし　☑あり（在宅酸素療養者で、連絡の取れない方あり） 福祉避難所等の必要性　□なし　☑検討中　□あり（　）	
その他（課題等）		・市役所や病院の職員が出勤出来ず、マンパワーが不足している。 ・市民からの電話対応に追われ、保健活動の見通しが立たない状況。 ・市内全域で停電・断水があるが、詳細は不明。	
今後の活動方針		☑巡回健康相談　☑全戸家庭訪問　☑要配慮者への対応　☑医療の確保と連携 ☑保健師の応援要請	

被災地域健康調査票（世帯票）　様式④（京都府災害時保健活動マニュアル様式10）P.86

・地域等で活用する世帯別の調査票（フェイスシート）。調査実施前に住民基本台帳をもとに世帯毎に整備。
・継続支援が必要な場合は、様式⑤（様 式11）に記載し、様式⑥（様式１－１）を活用

様式④（様式10）

訪問経過

訪問日	時間	担当者
	AM・PM	
	AM・PM	
	AM・PM	

被災地域健康調査票（世帯票）

地区名				世帯連番

調査月日	年　月　日（被災　日目）		調査者所属	
調査方法	1面接　2訪問　3電話　4その他（　）		調査者氏名	
氏　名	（世帯主）		被 調 査 者	
住　所	市・町・村		電　話	－
浸水被害状況	0被害なし　1床下浸水　2床上浸水（　cm）　3その他（　）			
家屋倒壊状況	0被害なし　1半壊　2全壊　3その他（　）			

清潔	飲料水	1上水道のみ　2上水道、井戸水　3井戸水のみ		特記事項
		0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	手洗い	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	入浴	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	消毒	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
食生活		0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
介　護		0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
精神面		0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
環境	トイレ	1浄化槽　2くみ取り式　3その他（　）		
		0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	ゴミ	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	下水	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	泥	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
	室温	0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		
受診状況		0問題なし　1問題あり　2早急に改善の必要あり		

家族の状況	種別 ※1	氏名	年齢	現病歴	治療の有無	医療機関	所在
				1高血圧　2糖尿病　3向精神薬 4その他（　）	有・無		1自宅 2避難所 3車中 4テント 5他
				1高血圧　2糖尿病　3向精神薬 4その他（　）	有・無		1自宅 2避難所 3車中 4テント 5他
				1高血圧　2糖尿病　3向精神薬 4その他（　）	有・無		1自宅 2避難所 3車中 4テント 5他
				1高血圧　2糖尿病　3向精神薬 4その他（　）	有・無		1自宅 2避難所 3車中 4テント 5他
				1高血圧　2糖尿病　3向精神薬 4その他（　）	有・無		1自宅 2避難所 3車中 4テント 5他

備考※2	

※1【種別欄】 1妊婦、2産婦、3乳児、4幼児、5高齢者（介護の有無についても記載）、6知的障害者・児、7身体障害者・児、8精神障害者・児、9発達障害者・児、10難病患者、11在宅酸素療養者、12人工透析者、13アレルギー疾患、14その他

※2【備考欄】 ・症状・訴えとして、「食欲低下/過食」「体重減少」「口腔内の不具合（噛みにくい等）」「飲み込みにくい」がある場合は記載するとともに、要フォロー者として挙げること
・その他、気になること等

健康調査連名簿　様式⑤（京都府災害時保健活動マニュアル様式11）P.87

・継続支援が必要な要配慮者の一覧表。様式⑥（様式1-1）を活用

様式⑤（京都府災害時保健活動マニュアル様式１１）

健康調査連名簿

避難所、家庭訪問、仮設住宅訪問等において、様式10を用いて健康調査を行った結果、継続支援が必要な方については、本様式を用いてリスト化する。
個々の健康状態等の詳細については、様式１－１を活用する。

市町村名	避難所名・訪問地域名	把握年月日 年　月　日	調査者所属	調査者氏名

世帯連番	連番	氏名	年齢	性別	血圧	配慮を要する種別															服薬				症状・訴え												
																									感染症				その他									
						①妊婦	②産婦	③乳児	④幼児	⑤高齢者	うち要介護あり	⑥知的障害者・児	⑦身体障害者・児	⑧精神障害者・児	⑨発達障害者・児	⑩難病患者	⑪在宅酸素療養者	⑫人工透析者	⑬アレルギー疾患	⑭その他	高血圧	糖尿病	向精神薬	その他	下痢	嘔吐	発熱	咳	便秘	食欲低下／過食	体重減少	口腔内の不具合（噛みにくい等）	飲み込みにくい	頭痛	不眠	不安	その他
	1			男・女																																		
	2			男・女																																		
	3			男・女																																		
	4			男・女																																		
	5			男・女																																		
	6			男・女																																		
	7			男・女																																		
	8			男・女																																		

様式⑤（様式11）

健康相談票　様式⑥（京都府災害時保健活動マニュアル様式1-1）P.88

・場所（避難所・車中泊・自宅等）や方法（訪問・面接・電話等）に関わらず、個別の健康相談の際に使用

様式⑥（様式1-1）

健康相談票	方法	対象者	担当者（自治体名）
初回 ・（　　）回	・面接　・訪問 ・電話 ・その他 （　　）	乳児　幼児 妊婦　産婦　高齢者 障害者 その他（　　）	相談日　年　月　日 時間 場所
保管先			

基本的な状況

氏名（フリガナ）	性別	生年月日	年齢
	男・女	M・T・S・H　年　月　日	歳

被災前住所	連絡先	避難場所
		自宅 自宅外：車・テント・避難所 （避難所名：　　）
①現住所	連絡先	
②新住所	連絡先	家族状況 独居 ・ 高齢者独居 ・ 高齢者のみ世帯 家族問題あり（　　）

情報源、把握の契機／相談者がいる場合、本人との関係・連絡先

被災の状況

家に帰れない理由
自宅倒壊 ・ ライフライン不通 ・ 避難勧告 ・ 精神的要因（恐怖など）
その他（　　）

制度の利用状況
・介護保険（介護度　　）
・身体障害者手帳（　　級）
・療育手帳（　　級）
・精神保健福祉手帳（　　級）
・その他（　　）

身体的・精神的な状況

既往歴	現在治療中の病気	内服薬
高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他（　　）	高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、精神疾患、結核、難病、アレルギー、その他（　　）	なし ・ あり（中断 ・ 継続）　内服薬名（　　）

医療器材・器具	医療機関名
在宅酸素 ・ 人工透析 その他（　　）	被災前： 被災後：

食事制限
なし
あり　内容（　　）
水分（　　）

血圧測定値
最高血圧：
最低血圧：

現在の状態（自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載）

具体的自覚症状（参考）※⑫⑭⑮京都府改訂（2024年3月）
①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘／下痢⑫食欲低下／過食⑬体重減少⑭口腔内の不具合（噛みにくい／歯が痛い／入れ歯のトラブル）⑮飲み込みにくい⑯精神運動減退／空虚感／不満足／決断力低下／焦燥感／ゆううつ／精神運動興奮／希望喪失／悲哀感　⑰その他

日常生活の状況

	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
自立								
一部介助								
全介助								
備考 必要器具など								

個別相談活動

相談内容	支援内容
	今後の支援方針 解決 継続

避難所食事状況調査票　P.90,91

・市町村等が避難所巡回時に、様式①ラピッドアセスメントシートと様式１で避難所の状況を確認し、課題整理を行う。保健所を通じて本庁に報告。
・栄養士が不在の際は他職種に依頼。必ず確認してほしい項目は太枠で示す。

1/2ページ

避難所食事状況調査票

様式１

調査日 ①	年　月　日(　)	記入者 ②	あなたの所属A：□保健所1 □市町村2 □他自治体3 □栄養士会4 □その他5： 氏名B：
避難所名 ③		避難所区分 ④	□指定1 □その他2：
避難者数 ⑤	避難者A：計(　　)人　？→【□～50人1 □51～100人2 □101～150人3 □151～500人4 □501人～5】 在宅避難者等、食事だけ取りにくる人の食数B：(　　)食		
対応してくれた方 ⑥	氏名A：	お立場B	□避難所責任者1 □食事提供責任者2 □その他3：
食事提供回数 ⑦	□ 0回1 □ 1回2 □ 2回3 □ 3回4／日	飲料水 ⑧	□なし1 □不足(1人1日1.5L以下)2 □十分3

避難所にいる要配慮者に☑ 人数把握が難しい場合は☑のみでOK ⑨		不足しているものに☑	
□乳児A	人		□乳児用ミルクa □離乳食b □おむつc □その他d：
□食物アレルギーB	人		□8品目除去食a □8品目以外の原因食品b：
□高血圧C	人		□減塩食a □降圧剤b □その他c：
□糖尿病D	人		□エネルギー調整食a □内服薬b □インスリンc □その他d：
□腎臓病E	人		□低たんぱく食a □低カリウム食b □薬c □その他d：
□摂食嚥下困難者F	人		□とろみ調整食品a □嚥下調整食b □その他c：
□妊婦及び授乳婦G	人		
□その他H：			
□要配慮者はいないI			

使えるライフライン ⑩	
□電気A	□上水道D
□ガス(湯を沸かす)B	□下水道E
□車による人や物のアクセスC	□プールの水F

避難所で提供している一般の食事について					左の食事への以下の団体・職種の関与(該当に☑)
区分	メニューB	量C (一人分提供量)	食事区分D(あったものに☑)	食事提供方法E(該当に☑)	
朝 ⑪A □足りている1 □足りていない2 □提供なし3 □不明4			□主食(ご飯/パン/麺)a □主菜(肉/魚/卵/大豆)b □副菜(野菜/きのこ/芋/海藻)(野菜ジュース等含む)c □牛乳・乳製品d □果物e	□炊き出しa □弁当b □支援物資(調理不要)c □備蓄品(調理不要)d □その他e：	□自衛隊a □栄養士b □その他c： □いずれも関与せずd □不明e
昼 ⑫A □足りている1 □足りていない2 □提供なし3 □不明4			□主食(ご飯/パン/麺)a □主菜(肉/魚/卵/大豆)b □副菜(野菜/きのこ/芋/海藻)(野菜ジュース等含む)c □牛乳・乳製品d □果物e	□炊き出しa □弁当b □支援物資(調理不要)c □備蓄品(調理不要)d □その他e：	□自衛隊a □栄養士b □その他c： □いずれも関与せずd □不明e
夜 ⑬A □足りている1 □足りていない2 □提供なし3 □不明4			□主食(ご飯/パン/麺)a □主菜(肉/魚/卵/大豆)b □副菜(野菜/きのこ/芋/海藻)(野菜ジュース等含む)c □牛乳・乳製品d □果物e	□炊き出しa □弁当b □支援物資(調理不要)c □備蓄品(調理不要)d □その他e：	□自衛隊a □栄養士b □その他c： □いずれも関与せずd □不明e
間食、菓子類アルコール等 ⑭					

2/2ページ

避難所食事状況調査票

様式１

環境・衛生面	保冷設備(冷蔵庫)A	□有り1 □有りだが使用不可2 □無し3	
	調理者の手洗いB 現状に☑	□アルコール消毒a □流水洗浄b □不明c	
	喫食者の手洗いC 現状に☑	□アルコール消毒a □流水洗浄b □不明c	
	トイレD 使用可に☑	□元のトイレa □仮設トイレ(　　)基b □ポータブル(　　)基c	
	土足禁止エリアEに☑	□調理スペースa □避難スペースb □不明c	
	使える炊き出し資源Fに☑	□調理器具a	□人手d
		□スペースb	□食材e
		□熱源c(カセットコンロ・ガスボンベ等)	□その他f：
	欲しい電気調理器具Gに☑	□電子レンジa □電気ポットb □その他c：	
被災者の身体・口腔状況	身体・口腔状況に問題がある人A	□いる(下のリストへ)1 □いない2 □不明3	
	該当者Bに☑	□風邪、熱など体調不良a	□エコノミークラス症候群ハイリスク者f
		□下痢、便秘、嘔吐などb	□皮膚症状g(アトピー性皮膚炎等)
		□感染症c(インフルエンザ・ノロウィルス・破傷風など)	□口内炎h
		□ぜんそくd	□不眠i
		□食欲不振e	□その他j：
	その他身体・口腔状況(自由記述)C		
気が付いたこと	利用可能な人材A(助産師、調理員、手話通訳者など)		
	その他B(宗教上のタブーがある人やその他問題点など)		
その他支援物資	不足しているものA	内容：　済・未 量　：　済・未 配送場所：　済・未	
	余っているものB		

食料供給支援要請票　P.95

・避難所等で作成し、市町村（災害対策本部）、保健所（調整支部）、本庁（調整本部）、栄養士会等の間で使用する。

様式５

送信先	発信元
⇦	

地区名･避難所名（　　）

報告者名（　　）

年　月　日　時　分現在

食料供給支援要請票

支援要請項目	人数	必要食品等	食数･個数	備考
①一般者用	人	水	本	
		米	Kg	
②乳幼児用	人	粉ミルク	個	
		（アレルギー用）	個	
		粉ミルク調乳用の水	本	
		離乳食	食	
		ほ乳ビン	個	
③高齢者用	人	かゆ		
		濃厚流動食		
		咀しゃく困難者用食品		
		とろみ調整食品		
④食物アレルギー用	人	（　　）除去食品	食	
		（　　）除去食品	食	
⑤病態用	人	減塩食調整用食品	食	
		糖尿病調整用食品	食	
		低たんぱく食品	食	
		その他	食	
⑥妊婦用	人	ビタミン補給食品	個	
⑦その他				
食器等必要物品				
その他				

炊き出し従事者用・避難所ポスター「炊き出しの注意点」　P.187

参考資料20

炊き出しをする皆様へ

食中毒や事故予防のため、以下のことを必ず守ってください。

◆調理前

□加熱していない食品は、出さないこと。

＊生野菜（きゅうり、トマト、レタスなど）、刺身、生肉、カットフルーツ、かき氷、アイスクリーム等は出さないこと。

□下痢、発熱、手指に傷のある方は調理、配膳を行わないこと。

＊調理、配膳の前に、下痢、発熱、手指に傷がないか健康チェックをすること。

◆調理中

□調理の前には、よく手を洗うこと。

＊もし、水が十分確保できない場合は、ウエットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒をすること。使い捨て手袋を着用すること。

□調理中も、こまめに消毒すること。

＊調理台にアルコール消毒薬を置くこと。

□材料は、クーラーボックス（保冷剤入り）に保管すること。

＊クーラーボックスに入れられない場合は、直射日光の当たらないところに保管すること。

□調理後、概ね ２ 時間以内に食べることができるように配食すること。

＊早めに食べるように伝えること。

◆提供時

□食物アレルギーをもつ方が安心して食べることができるよう、使用した食材を提示し、避難者が確認できるようにすること。

一般の方向け避難所ポスター「食事のことでお困りの方へ」　P.174

参考資料10

食事のことでお困りの方へ

食事のことで、「不安」や「気になること」がある方は、お気軽にご相談ください。

例えば・・・

- **●赤ちゃんのミルクや離乳食のこと**
- **●食物アレルギーの方**
- **●高血圧や糖尿病等の疾患で食事制限がある**
- **●固いものが食べにくい**
- **●食欲がない**

その他不安や気になることなど、何でもかまいません！
担当の栄養士等がご相談をお受けします。

相談先

相談窓口

(担当者)

TEL

FAX